



出張報告

水俣を訪れて

東郷 佳朗

「東アジア近代における伝統とその変容」を研究課題とする共同研究グループでは、年に数回、「東アジアの環境問題・環境観における伝統と近代」をテーマに公開研究会を開催している。筆者も、第4回(2014年10月29日)の研究会において報告の機会を与えられ、「公害の法社会学—戒能通孝と水俣病」と題して、「公害の原点」といわれる水俣病の問題を取り上げた。これがきっかけで、本共同研究の一環として、水俣病をはじめとする日本の公害問題を東アジアの近現代史の中で位置づける試みに取り組むこととなり、その端緒とすべく、2015年3月25日～27日、研究代表者の村井寛志氏(外国語学部准教授=当時)とともに熊本県水俣市を訪れた。

初日(3月25日)は熊本学園大学水俣学研究センター(現地研究センター)を訪問し、センター長の花田昌宣氏にお話をうかがった。同センターは、2005年4月、水俣病に関する学際的研究の拠点として開設されたものである。水俣病の研究と患者支援に一生を捧げた原田正純医師が初代のセンター長を務め、現在、その遺志を継いで「水俣学」の構築を目指しているという。熊本市に本学研究センターが、水俣市に現地研究センターが置かれ、後者は、①水俣病被害の現状と再評価に関する健康・社会問題の調査研究、②水俣・芦北地域の再構築に向けた戦略的な政策提言を可能とするプラットフォームの設置、③水俣学関連資料の収集およびデータベース化と国内外への発信、からなる「水俣学プロジェクト」の現地推進拠点としての役割



熊本学園大学水俣学現地研究センター所蔵の新日本窒素労働組合旧蔵資料

を担っている。このうち③に関しては、水俣病の原因企業・チッソの労働組合であるにもかかわらず水俣病患者の支援運動に取り組んだ新日本窒素労働組合の旧蔵資料を体系的に保存し、データベースを作成・公開していることが特筆されよう。

2日目(3月26日)は、一般財団法人水俣病センター相思社の職員である葛西伸夫氏に案内をお願いして、水俣病にゆかりのある場所や人物を訪ねた。なお、相思社は、水俣病被害者の支援と水俣病事件の伝承を目的として活動している財団法人(1974年設立)である。当日は、まず、チッソ(現JNC)水俣工場正門、百間排水口、水俣湾埋立地(親水護岸)などの水俣病関連施設や、茂道、湯堂、坪谷などの患者激発地区をめぐつた。公式確認から60年近く経った現在、水俣病の歴史と現状に詳しい方の案内・解説がなければ、いずれも単なる工場、埋立地、集落に過ぎず、インタープリターの役割の重要性をあらためて認識した。

つぎに、NPO法人水俣病協働センターが運営する水俣病患者支援施設「遠見の家」を訪問し、短時間ではあるが、水俣病認定患者の生駒秀夫氏、胎児性水俣病患者の坂本しおぶ氏、水俣病互助会事務局の伊東紀美代氏らと交流した。生駒氏からは、はからずも、園田直・博之父子、石原慎太郎、鳩山由紀夫など水俣病にかかわった政治家たちに対する歯に衣着せぬ評価を聞くことができ、大変興味深かった。

水俣病認定義務づけ訴訟において最高裁まで闘い抜き、勝訴判決を勝ち取った溝口秋生氏にも面会がかなった。あわせて、相思社職員の永野三智氏から、最高裁判決(2013年4月)以降の水俣病をめぐる地元の動きについてご教示いただいた。2014年3月、水俣病の認定審査基準の新たな運用指針(環境省環境保健部長通知)が示されたが、手足の感覚障害だけで水俣病と認定されるには、有機水銀に対する曝露を「客観的資料」によって裏づけることが求められる。だが、水俣病の発生から長年月を経た現在、それは、多くの認定申請者にとっては至難の業というほかない。皮肉なことに、運用の見直しによってかえって認定のハードルが上がり、溝口氏が勝ち取った判決の意義が薄れてしまいかねない状況にあるとのことだった。

最後に、相思社が運営する水俣病歴史考証館を見学した。展示パネルだけではなく、不知火海で用いられていた漁具、身の回りのチッソ製品、見舞金契約書の原本、ネコ実験に使われた小屋、患者運動のシンボルとなった

「怨」の旗など、水俣病事件を体現する品々も数多く陳列されている。展示物それ自体に水俣病の歴史を語らることによって現代の社会や文明のあり方を問い合わせ直す—そのような意図の下に展示空間が構成されていた。ちなみに、「博物館」や「資料館」ではなく、「考証館」と名づけたのは、自主交渉派のリーダーとしてチッソと対峙した川本輝夫氏だという。

このほか、初日および3日目（3月25日および27日）に、水俣湾に接して建つ水俣市立水俣病資料館、環境省水俣病情報センター、熊本県環境センターにも足を運んだ。水俣病資料館では、緒方正実氏や吉永理巳子氏など、語り部（水俣病患者とその家族）による講話を開催しているが、残念ながら日程が合わず、今回は聞くことがかなわなかった。

東アジア諸国との近代化過程に一定の共通性が認められるとすれば、水俣で惹き起こされた悲劇は、東アジアの他の地域でも起こりうるし、あるいは、現に起こっているかもしれない。これに対して、すでに水俣を経験している我々は、「なされるべきことについての責任」として、そのような過ちを回避する義務を負っているといわなければならない。その意味でも、水俣病をはじめとする日本の公害問題を東アジアの近現代史の中で位置づけることは、意義深い試みであるに違いない。今回、水俣を訪れてみて、そうした思いをあらためて強くした次第である。

（法学部准教授）



水俣病認定義務づけ訴訟の原告・溝口秋生さん（中央）とともに（右・村井、左・東郷）



水俣湾埋立地に建つ「水俣病慰霊の碑」



世界が賞賛した熊本の地下水水源地を訪ねて

佐藤 寛

2015年2月12日から14日までの3日間、九州の水の状況に焦点をあて、「九州の水ビジネスの現状」として北九州市においては、海外水循環ソリューション技術研究施設を見学した。当施設は以前、北九州市で行っていたが現在は「海外水循環ソリューション技術研究組合」を設立してグローバル化の対応に向け、水循環システム開発、事業運営・管理ノウハウ蓄積、事業化を推進している。

また、福岡地区水企業団が行っている海水から淡水化の事業の「みずピア」施設を見学した。当淡水化事業は福岡地方の万年水不足対策として開始され、日量5万m³の生産能力を持つ。この量は単純計算すれば一般的な25mプールで約200杯分の水を淡水化しており、浄水場の净水とブレンドした後、福岡都市圏の水

道用水として供給されている。当施設の特長は「逆浸透システム」で、半透膜に改良を重ねて、そして「高圧逆浸透膜」を導入することによって約40%から約60%まで淡水化率を向上させた。また、より良好な水質と安定した水供給をするために「低圧逆浸透膜」などを使用した。当福岡地区水企業団は現在6市7町1企業団1事務組合（平成22年4月現在）が構成団体である。本事業は日本一の海水淡化の施設である。

第三の視察として熊本市を訪ねた。熊本市は約100%の地下水を水源とする水道事業が展開され全国において珍しい。その裏には地下水が豊富でダムの必要としない熊本地域なのである。今さら述べるまでもないが、熊本県は、日本の九州地方のほぼ中央に位置し、県の面積は7,400 m²である。東に世界屈指の活火山